

機能統合の検討経過

庁舎整備に合わせ、公共施設の機能統合について検討

- 機能統合の必要性**
- ✓ 老朽化が進み、近い将来建替え等の検討が必要な施設が庁舎周辺に存在する
 - ✓ 公共施設同士が離れており、利便性が低い

市民サービスや利便性向上・将来の財政負担軽減に寄与することから庁舎整備と合わせて、機能統合を進めることとする

- 機能統合の方向性**
- 市役所周辺で特に老朽化が進んでいる『すこやかセンター』、『キッズプラザ』、『市民会館』については、必要規模の最適化を図ったうえで、庁舎への機能統合を実施する

〔庁内〕：R6.11.18
経営会議で政策決定

〔議会〕：R7.1.16
市庁舎建て替えに関する特別委員会で議論

各施設の統合後の面積は、目安値として従前の6割程度の面積と仮設定

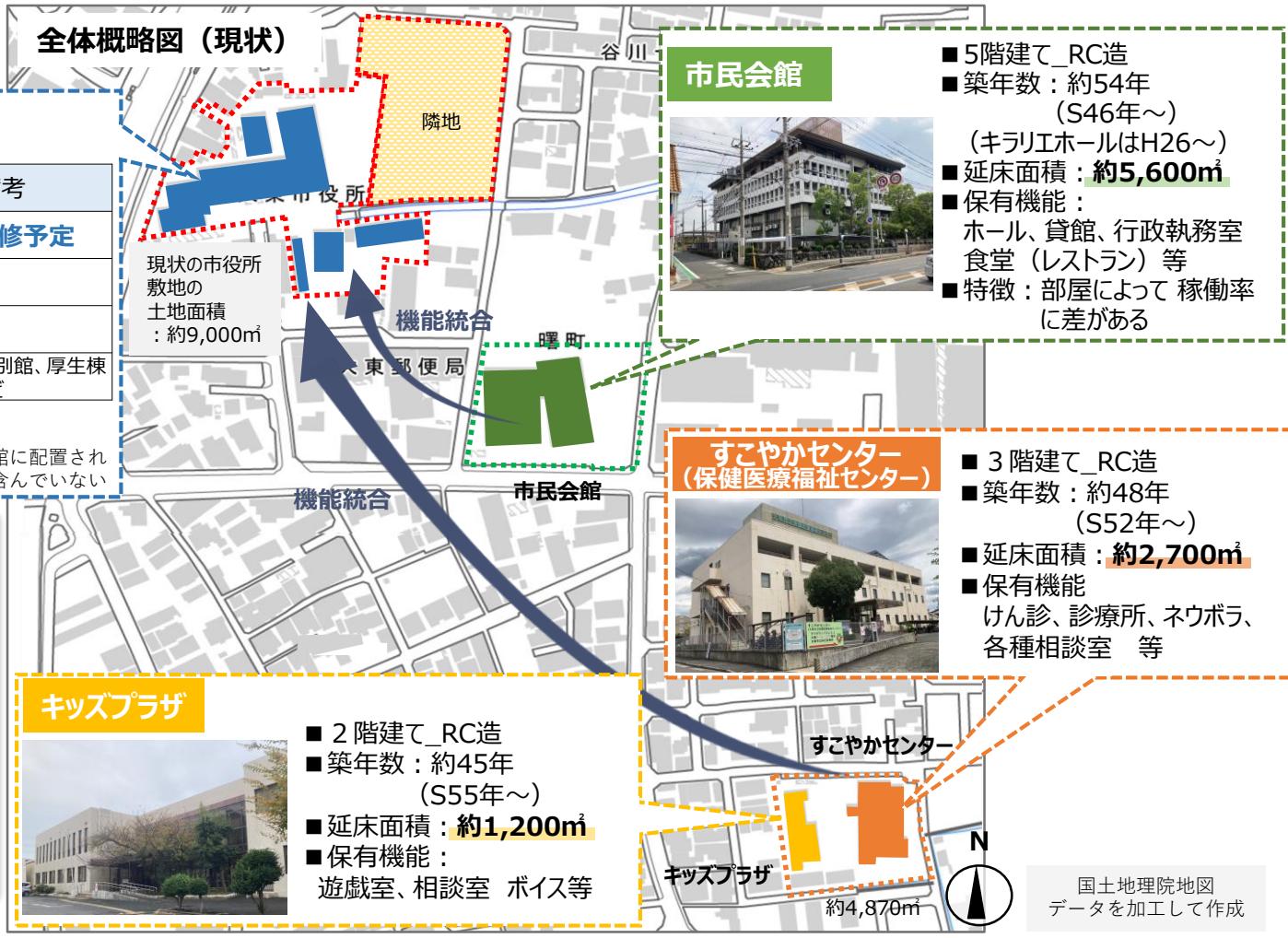
- R7年度**
- 機能統合の詳細検討に向け、引き続き、各施設所管課と協議を実施
 - 庁舎への統合にあたっての各施設の面積（機能統合内訳）などについて議論
 - 一定、現時点の素案を整理

市役所

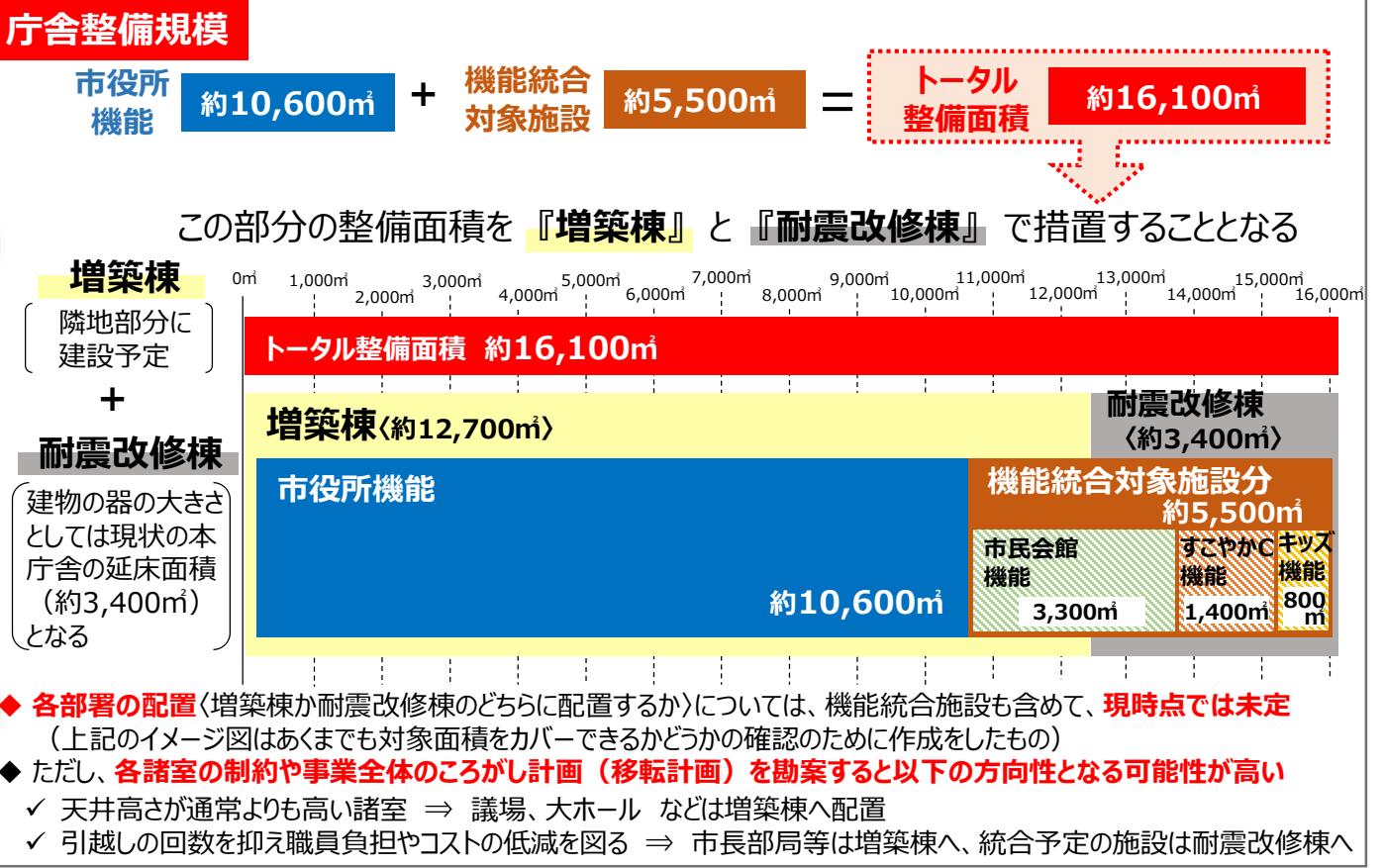
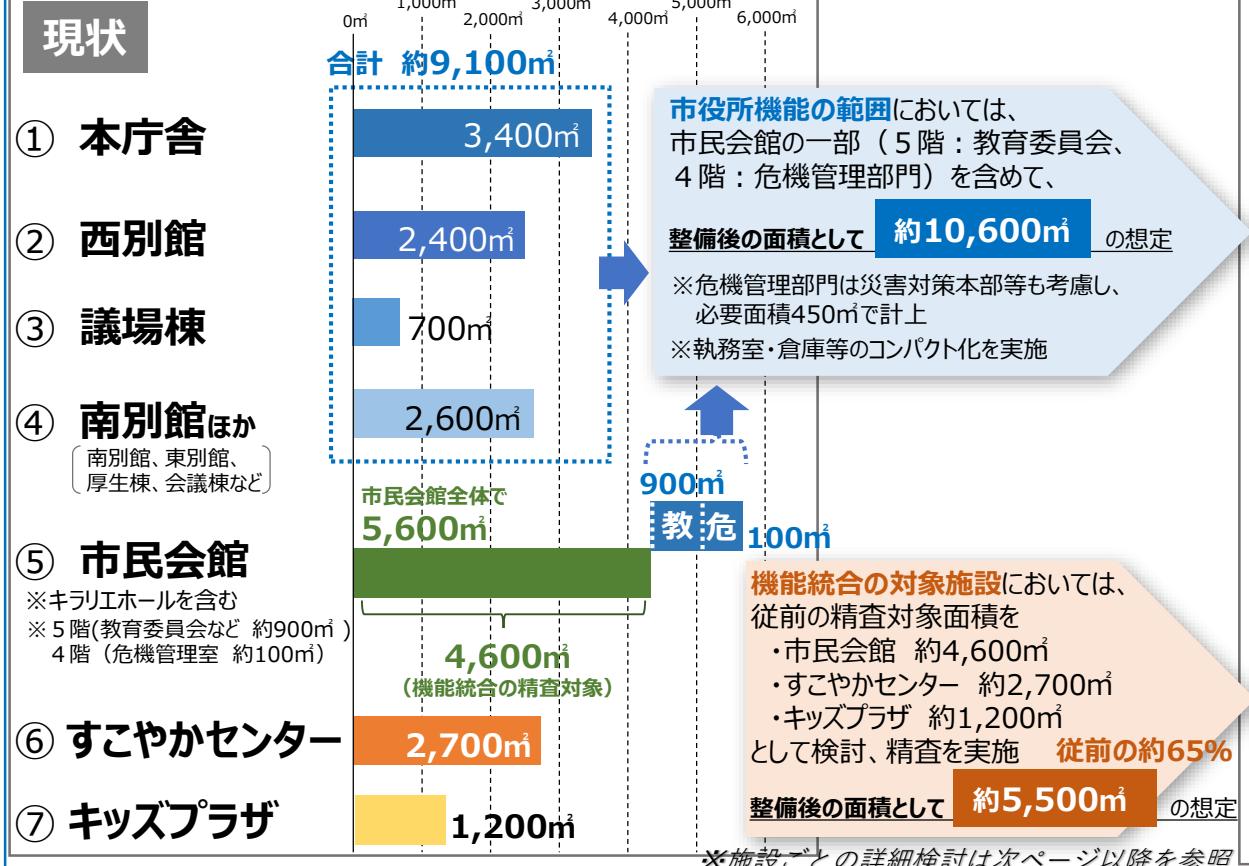
棟	面積(現状)	備考
本庁舎	約3,400㎡	耐震改修予定
西別館	約2,400㎡	
議場棟	約700㎡	
南別館ほか	約2,600㎡	南別館、東別館、厚生棟、会議棟 など

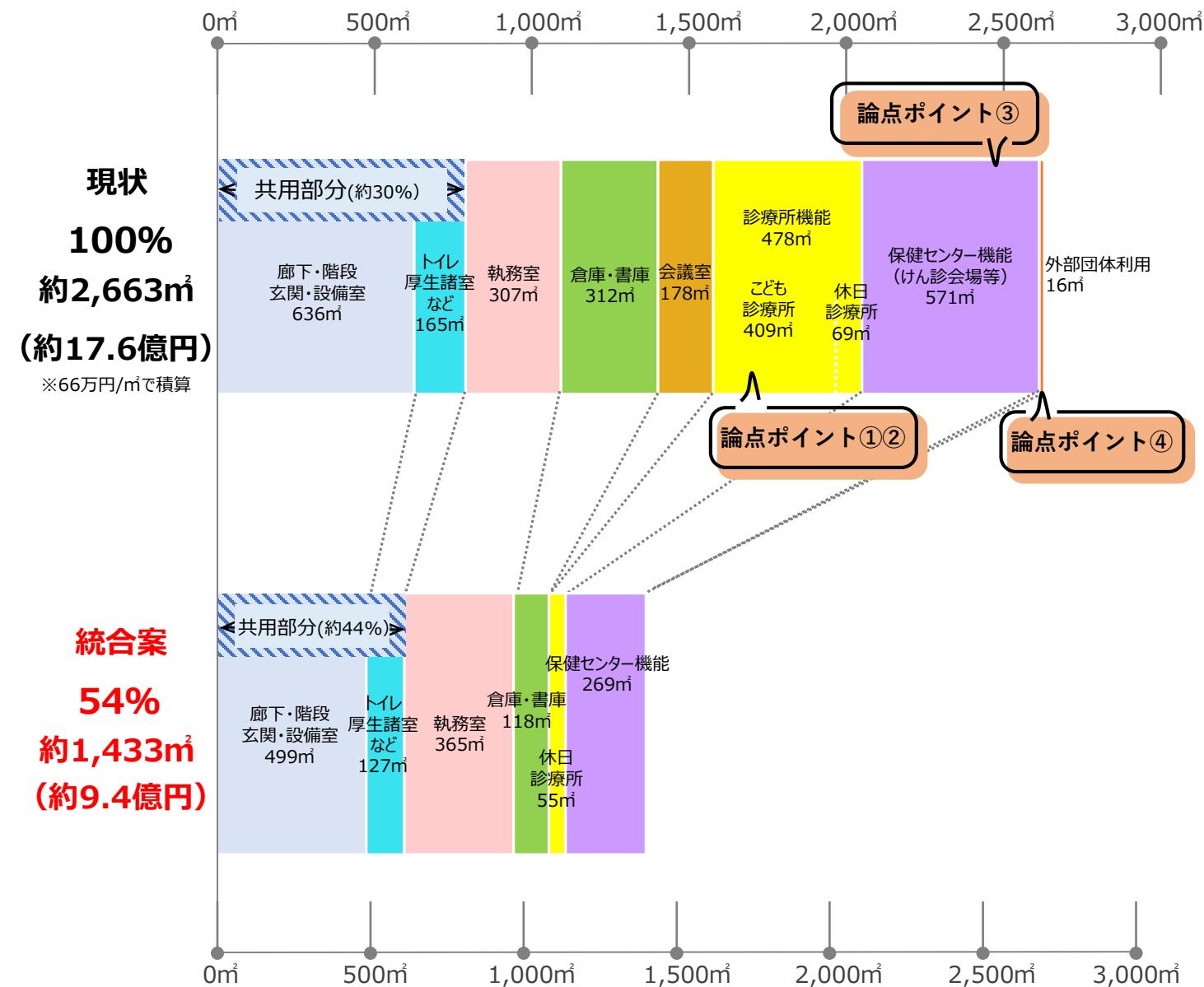
現状の市役所面積：約9,100㎡
※上記には現在、市民会館に配置されている教育委員会等は含んでいない

- 各施設の面積精査の考え方**
- ✓ 市役所に統合をすることにより、共同利用が可能な諸室等の面積を精査
 - ✓ 諸室の利用時間を工夫することで、集約化を図り、面積を精査
 - ✓ 現在利用していない備品等を精査し、倉庫面積等を削減
 - ✓ 周辺の関連施設の利用状況等も勘案



機能統合と整備規模の関係





論点ポイント① 子どもの診療所の取扱いについて

現状
 ✓ 令和3年度より無期限休止中
 ✓ 中長期的な小児科医療の需要と供給バランスを踏まえ、診療所のあり方について検討中

統合に際しての検討課題
 ✓ 庁舎へ統合する場合には、感染等拡大防止対策の観点から動線分離などが必要

庁舎への機能統合の方向性

👉 子ども診療所については、引き続き、あり方についての検討を行い、**再開する方向性となった場合には**、来庁者等の感染防止の観点から庁舎自体には統合せず、**庁舎敷地内外問わず、別途、子ども診療所の設置を検討する。**(設計への面積計上は見送り。)

論点ポイント② 休日診療所の取扱いについて

現状
 ✓ 現在、市が直接運営を実施

統合に際しての検討課題
 ✓ 庁舎へ統合する場合には、感染等拡大防止対策の観点から動線分離などが必要

庁舎への機能統合の方向性

👉 現在、運営中の状況であり、現状と**同程度の面積を計上する。**ただし、継続して外部委託の活用など、新たなスキームを検討し、見通しが立てば設計への面積計上は見送る。

論点ポイント③ けん診機能について

現状
 ✓ 現在、旧市民病院の建物を活用しており、けん診時の動線が複雑な状況にある

統合に際しての検討課題
 ✓ けん診として活用していない時間帯については、会議室等として工夫して利用しているが、未利用時間帯の運用方法は明確に確立されていない

庁舎への機能統合の方向性

👉 けん診機能として利用していない時間帯は、現在別室で実施しているおやこ教室などでの活用や外部貸出などを視野に入れ、**専用室ではなく可能な限り共用化を行い、面積の抑制を図る。**引き続き、会館機能との兼用の可能性などについても検討を行う。

論点ポイント④ 各種団体への庁舎の目的外使用許可について

共通項目

現状
 ✓ すこやかセンターを含め、目的外使用許可で貸付を実施している団体が複数存在

統合に際しての検討課題
 ✓ 庁舎整備を契機とした、各種団体への庁舎の目的外使用許可について、一定の方向性を示す必要がある

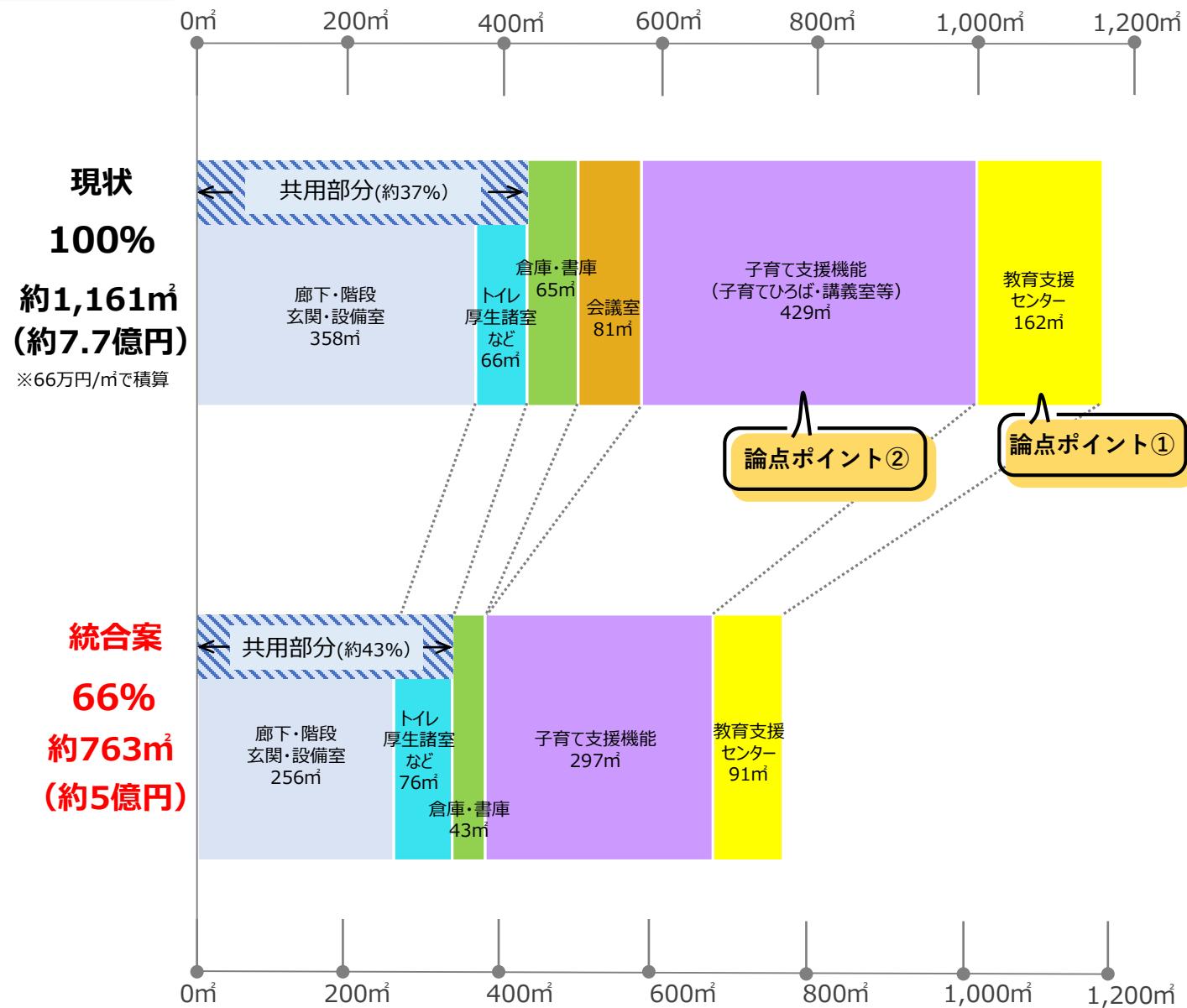
庁舎への機能統合の方向性

👉 各種団体へ貸付を実施する場合においても、付加機能として想定している面積をトータルの上限面積とする。また、貸付に際しては、各種法令等に基づき、**原則、使用料を徴収**することとしたい。

~基本的な考え方~

廊下・階段・玄関・設備室	専用部分の面積コンパクト化に伴い、一定、共用部分も面積を縮小。ただし階段や廊下等は必要面積を考慮	会議室	機能統合に伴い、市役所の会議室の共用が可能となることから、統合案には専用会議室として計上しない
トイレ・厚生諸室 など	市役所部分と同様、多目的トイレの設置等に伴う必要面積を確保	診療所機能	右記の論点ポイント①、②を参照
執務室	市役所部分と同様、職員ひとりあたりの必要面積から算出	保健センター機能	部屋の共用化等により面積を精査 また、近年の人口動態を勘案し面積縮小を検討 (過去約20年の市の0~14歳人口が約65%に減少)
倉庫・書庫	機能統合に伴い、市役所の書庫等の共用が可能となることから、一定の面積についてはコンパクト化を図る	外部団体への貸付	右記の論点ポイント④を参照

面積の精査



～基本的な考え方～

廊下・階段・玄関・設備室	専用部分の面積コンパクト化に伴い、一定、共用部分も面積を縮小 ただし階段や廊下等は必要面積を考慮	会議室	機能統合に伴い、市役所の会議室の共用が可能となることから、統合案には専用会議室として計上しない
トイレ・厚生諸室 など	市役所部分と同様、多目的トイレの設置に伴う必要面積を確保	子育て支援機能	可動式間仕切り壁を用いるなど、用途に応じて部屋を柔軟に活用することで、部屋の数・面積の適正化を図る
倉庫・書庫	機能統合に伴い、市役所の書庫等の共用が可能となることから、一定の面積についてはコンパクト化を図る	教育支援センター	右記の論点ポイント①を参照

論点ポイント① 教育支援センター（ボイス）の取扱いについて

現状

✓ キッズプラザの2階に現在、配置されている

統合に際しての検討課題

✓ キッズプラザを市役所に統合しない場合、現在、代替施設が見当たらない状況である。市役所へ統合をする場合には、施設利用者の属性等を勘案し、部屋の配置を考慮する必要がある

庁舎への機能統合の方向性

ボイスについては、面積を精査のうえ、統合を行う。
教育相談室については、教育委員会部門（教育委員会事務局または教育研究所）の一画に設けることとする。
なお、代替施設については、引き続き検討を行い、適切な代替施設があれば、機能統合ではなく、移転を行う可能性もある。

論点ポイント② 指定管理について

現状

✓ 現在、キッズプラザ、市民会館では、それぞれ指定管理者による管理が行われている

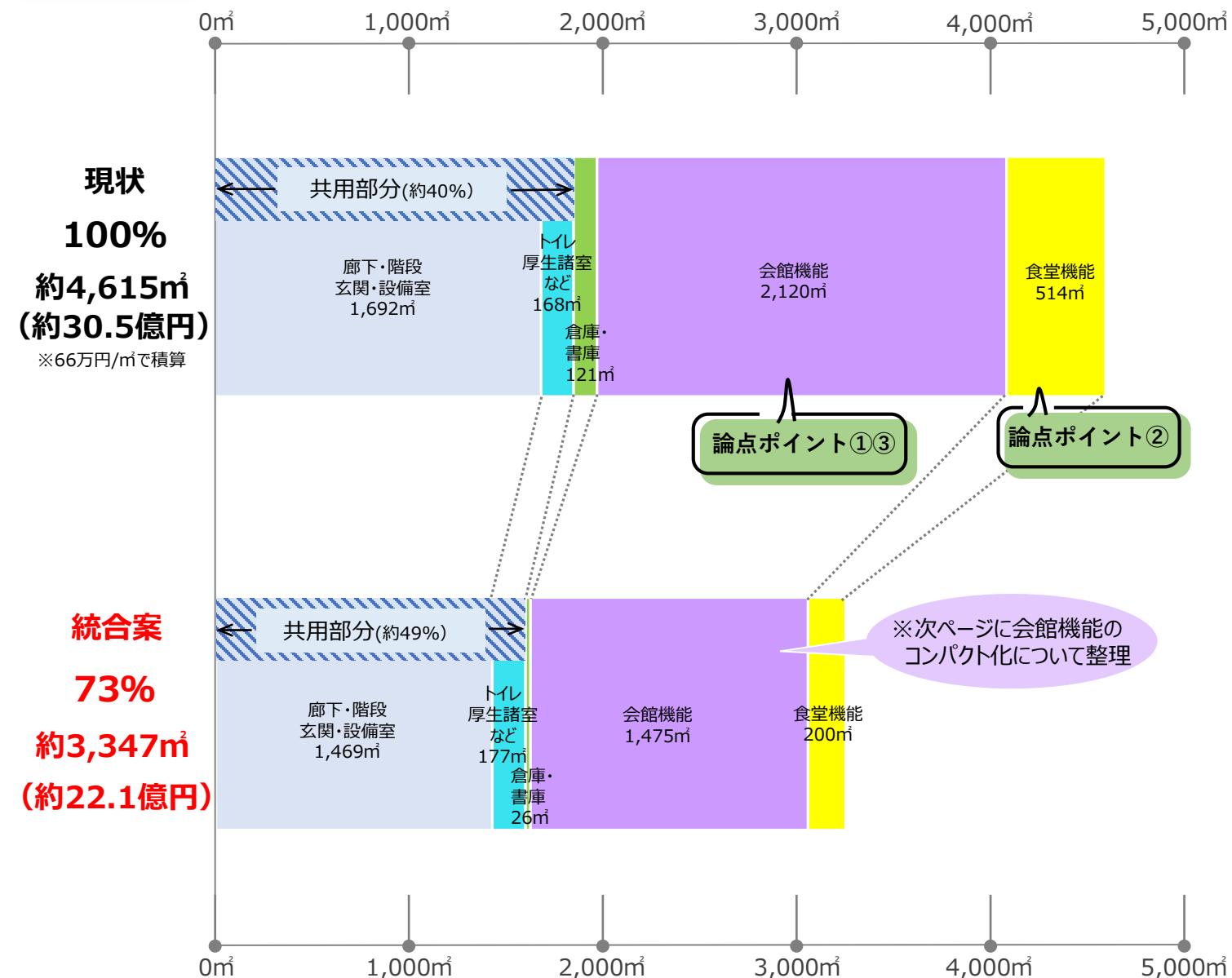
統合に際しての検討課題

✓ 機能統合に際して、指定管理者が行う管理内容の整理が必要
✓ 指定管理者の導入手法について、引き続き検討が必要
(複数の指定管理の取扱い、業務委託などの整理 など)

庁舎への機能統合の方向性

施設所管課と引き続き指定管理のあり方については協議を継続し、基本設計がある程度進み、各諸室の配置・部局配置が判明した段階で、指定管理の範囲などの詳細協議を行う。
(整備後の統合施設においても、一部指定管理を導入する予定)

面積の精査



~基本的な考え方~

- 廊下・階段・玄関・設備室** 専用部分の面積コンパクト化に伴い、一定、共用部分も面積を縮小。ただし階段や廊下等は必要面積を考慮
- トイレ・厚生諸室 など** 市役所部分と同様、多目的トイレの設置に伴う必要面積を確保
- 倉庫・書庫** 機能統合に伴い、市役所の書庫等の共用が可能となることから、一定の面積についてはコンパクト化を図る
- 会館機能** 右記の論点ポイント①を参照
- 食堂機能** 右記の論点ポイント②を参照

論点ポイント ① 会館機能のコンパクト化について

- 現状**
- ✓ 貸会議室等の稼働率にバラつきがある
 - ✓ 一方、稼働率は低いが市民会館にしかない貸室（茶室）も存在する
- 統合に際しての検討課題**
- ✓ 貸会議室等の統合にあたり、建設コストの抑制と整備面積のバランスをどうするか
 - ✓ 現在実施している庁舎会議室の閉庁日の無償貸出と市民会館の貸館機能とのすみ分けをどう整理するか

庁舎への機能統合の方向性

一部の会議室は間仕切り壁を活用し、ニーズに応じて会議室を区切って使用できるよう、柔軟性をもたせた仕様を検討。
貸会議室の必要面積については、今後の人口動態予測、現在の稼働率、整備後の庁舎会議室の一般貸出の可能性、近隣公共施設の貸会議室の利用状況なども踏まえ、一定の抑制を図る。ただし、市民会館にしかない施設（茶室）については稼働率に関わらず一室は確保をする。

論点ポイント ② 食堂（レストラン）機能について

- 現状**
- ✓ 市民会館利用者のレストラン機能を担っている
 - ✓ 会館利用者の配膳サービスも実施
- 統合に際しての検討課題**
- ✓ レストラン機能等を維持する場合には、新たな基準で算出した行政財産の使用料においても事業者が参画するか留意する必要がある

庁舎への機能統合の方向性

参画事業者の有無等について、検討する必要があるため、現時点では施設所管課希望面積の200m²程度を計上。基本設計段階で、事業者の参画可能性を踏まえ、最終判断を行う。

論点ポイント ③ 庁舎会議室の一般貸出について

- 現状**
- ✓ 利用者がいない閉庁日の庁舎会議室は、現在、南別館1階の会議室を無償で貸出中
 - ✓ 整備後の市役所においても、閉庁日の空き会議室の一般貸出を検討する必要がある
- 統合に際しての検討課題**
- ✓ 市役所の空き会議室を貸出する場合の指定管理者の運営（貸館機能）とのすみ分け（同一敷地内で無償の会議室と有償の会議室が混在するため、取扱いの整理が必要）
 - ✓ 閉庁日の市役所の空き会議室については、使用許可を所管課で実施する必要がある（業務委託や指定管理の場合の取扱いに留意する必要がある）

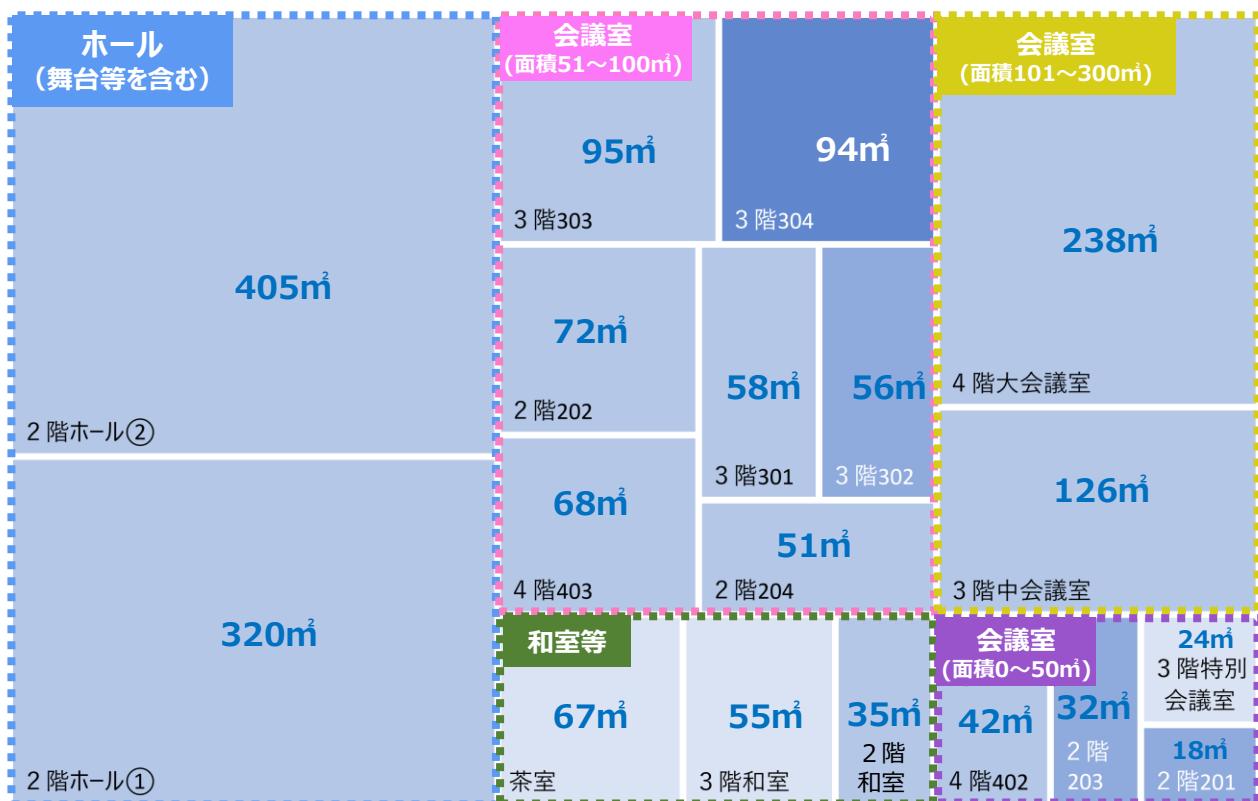
庁舎への機能統合の方向性

市民会館の機能統合により、市役所へは一定の来庁者が見込める想定である。
閉庁日の庁舎会議室の貸出は継続する予定であるが、その手法については、引き続き検討を行う。
 〈例〉・閉庁日の庁舎会議室の貸出は実施するが全て有償とする など

市民会館_会館機能の面積精査のイメージ

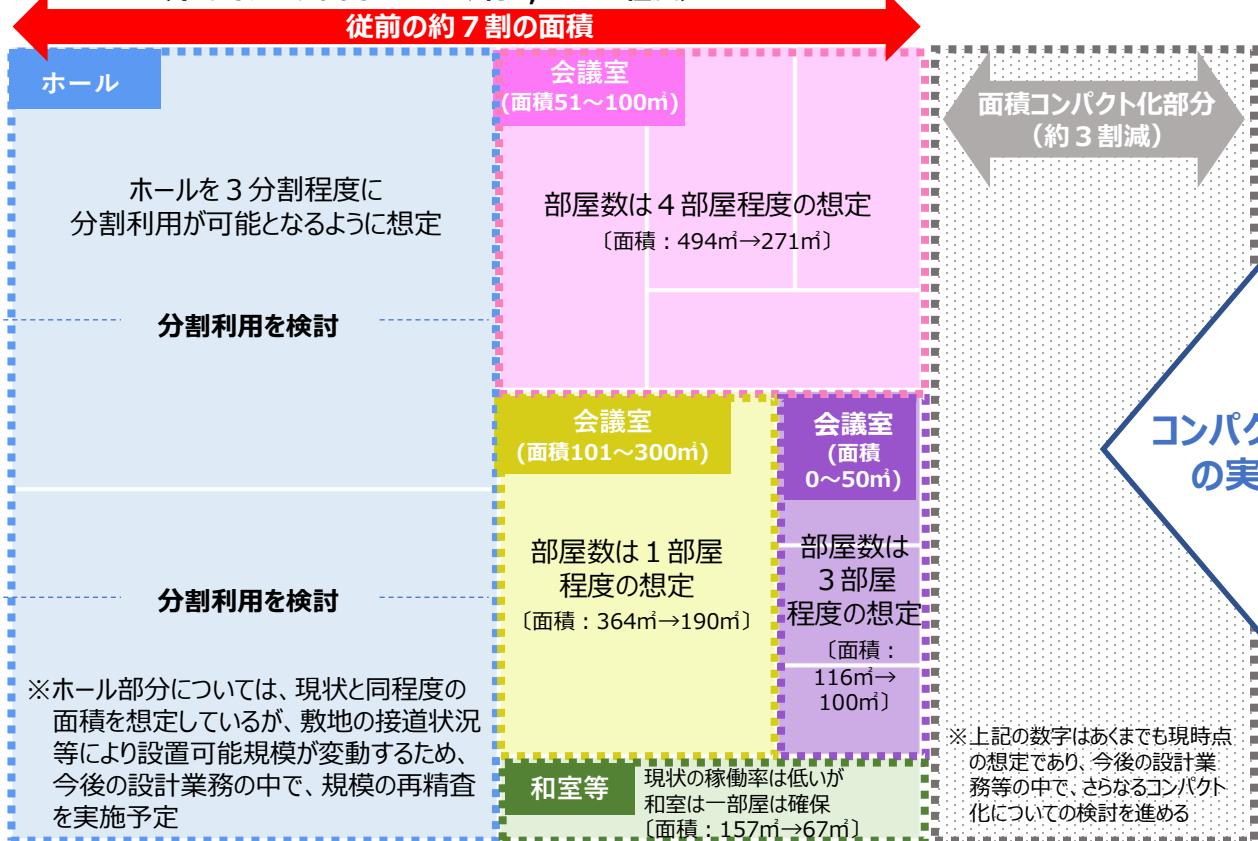
現状 : 貸会議室等_18室、約2,120㎡

稼働率 0~25%以下
稼働率 25~50%以下
稼働率 50~75%以下
稼働率 75~100%以下



※危機管理室の執務室は含まない。 ※上段の約2,120㎡は関連諸室も含めた面積となるため、上記の各部屋の合計値とは一致しない。

統合案 : 市民会館の貸会議室部分の統合割合としては従前面積の約7割程度の想定
〔下のイメージ図では11室、約1,500㎡程度〕



※部屋数及び面積については、今後の設計業務の中で検討予定であり、確定したものではない。

コンパクト化に際しての留意点

現状の貸館面積のコンパクト化 (約7割) については、以下のとおり整理

- 市民会館**
 - 現状、貸会議室の平均稼働率が一定程度低く、コンパクト化の余力がある。
 - 統合後においては、大きな会議室 (ホール) についてはさらなる分割利用が可能となるよう、柔軟性を持たせた仕様を検討する。
- 市役所**
 - 現状、市役所の会議室スペースは800㎡程度あり、建替え後においても一定数の庁舎会議室を整備する予定。
 - 整備後の会議室について、閉庁日には一般利用者等への貸出についても検討。
- その他の公共施設**
 - 市民が利用する貸室に着目すると、近隣に市民会館と同様の貸館機能を有する施設が存在するため、近隣公共施設の利用状況も踏まえて面積のコンパクト化が可能。

